

令和4年6月

第6回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年6月13日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B

出席委員

1番	柳下 浩一朗	2番	小川 充
3番	染谷 文夫	4番	櫻井 守
9番	石島 繁	10番	加園 秀信
11番	吉田 新一	12番	青木 道子
14番	本橋 文男	15番	野堀 良夫
16番	飯島 孝一	18番	鮭川 満雄
19番	飯野 和男	21番	蛭原 昇

欠席委員

5番	雨貝 洋子	6番	白石 悟
7番	對崎 徳男	8番	大野 博司
13番	飯岡 勉	17番	遠藤 道夫
20番	市村 元則	22番	坂入 誠

出席農業委員会事務局職員

農業行政課	課 長	天貝 雄一
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係 長	今野 重彰
農業行政課	係 長	藤井 雄平
農業行政課	主 事	塚原 惇司

出席経済部職員

農業政策課	課 長	根本 隆
農業政策課	係 長	半田 秀機

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

		て
	議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可について
	議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について
	議案第 4 号	現況証明の発行可否について
	議案第 5 号	買受適格証明の発行可否について
	議案第 6 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
	議案第 7 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
	議案第 8 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について
	議案第 9 号	農地法第 5 条の規定による許可の取消について
	議案第 10 号	令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
	議案第 11 号	令和 4 年度農業者年金加入推進活動計画について
	議案第 12 号	令和 4 年度農業者年金加入推進部長の推薦について
	議案第 13 号	全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議（案）について
日程第 3	報告第 1 号	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 2 号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 3 号	現況証明の専決処理について
	報告第 4 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
	報告第 5 号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について

開議の宣告

【午後 1 時 30 分 開会】

事務局（天貝課長）

本日は、お忙しい中、令和 4 年第 6 回総会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日ですが、事務局長が、6 月議会のほうの一般質問がありまして、その一般質問の答弁調整会議が総会のほうと重なってしまったということで、代わりまして私が進行のほうを務めさせていただきます。

なお、総会の運営につきましては、コロナウイルス感染拡大防止のため、出席委員を約半数にして今月も開催しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、総会開会に当たりまして、飯野会長より御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会 長（飯野 和男）

令和４年第６回農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の御出席を賜りましてありがとうございます。

先ほど、課長からもお話があったとおり、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が増加しておりますので、当面の間、出席する委員の人数を減らした上で総会を開催していきたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。本日は御苦勞様です。

事務局（天貝課長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第６条に基づきまして会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いをしたいと思います。

よろしく願います。

会 長（飯野 和男）

それでは、座って進めさせていただきます。

それでは、ただいまから令和４年第６回総会を開会いたします。

議事に入る前に、本日は傍聴人の方がいらっしゃいます。傍聴人の入室を認めます。

（傍聴人入室）

会 長（飯野 和男）

傍聴人の皆さんに次のことをお願いいたします。

つくば市農業委員会会議規則第２６条に基づくとともに、つくば市議会傍聴規則第９条を準用いたしまして、撮影または録音等を行うことを禁止いたしますので、御了承をお願いいたします。

これより議事に入りますが、本日は、事前にお願ひしました総会出席委員割り振りのとおり、議席２番雨貝委員ほか７名が欠席しておりますので、御報告いたします。

また、柳下委員が１０分ぐらい遅れるという連絡をもらっております。

只今の出席委員数は１３名で、定足数に達していることから、令和４年第６回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第１ 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第１、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第２５条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席 2 1 番 蛭原 昇委員、議席 4 番 櫻井 守委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局今野係長にお願いします。

日程第 2 に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第 1 4 条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

（13時40分 柳下 浩一郎委員 出席）

日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第 2、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案第 1 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いします。

まず、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る 6 月 6 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、水稻、野菜を作付している兼業農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号 2 番については、水稻、野菜を作付している兼業農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号 3 番については、水稻、野菜を作付している兼業農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号 1 番から 3 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一

層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

去る6月6日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号4番については、芝、野菜を作付している農家で、申請地には芝を作付する予定です。

提出番号5番については、水稻、野菜を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

以上のことから、4番、5番については、農機具等を確保しており、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いいたします。

加園秀信委員

去る6月7日に行った現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号6番については、水稻・野菜を作付する農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号7番については、水稻を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

以上のことから、提出番号6番、7番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る6月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号8番については、自己用住宅建築に伴う排水管理設のため、農地に地上権を設

定するものです。

以上のことから、8番については、農地法第3条第2項ただし書きで定める区分地上権の設定であるため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第1号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、議案第1号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可については、許可することに決定いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る6月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農用地区域内の農地です。

申請者は、個人で土木業を営んでおります。今般、事業において発生した建設発生土を置くために資材置場用地として申請するもので、許可日から2年間の一時転用です。

許可後の利用方法は、敷地内の一部を鉄板敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上、建設発生残土を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号1番については、一般基準に適合の上、農用地区域内の農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛭原委員、お願いいたします。

蛭原 昇委員

去る6月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、畑作を中心に農業を行っていますが、既存の作業スペースが手狭で事業に支障を来していることから、冷蔵用倉庫兼農産物集積場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、鉄骨造りの冷蔵用倉庫1棟、農産物の集積、荷さばき所、駐車スペース等を確保する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号3番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、娘夫婦と同居していますが、将来のことを考え、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号2番、3番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定及び第2種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る6月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号4番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、田畑転換を目的とした盛土をするため申請されたもので、令和4年11月1

5日までの一時転用です。

許可後は、筑西市向上野地内の建設発生土を用いて盛土し、盛土完了後は野菜を作付する予定で、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、4番については、一般基準を満たしており、第2種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第2号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第2号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、提出番号23番については、私が議事参与の

制限を受ける案件に該当しますので、23番を除いて、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る6月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、市内のマンション住まいですが、仕事が忙しいことに加え、月々の費用負担がかさむので、勤務地に近い申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資と自己資金で賄う予定で、関係法令との調整は整っております。

提出番号2番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、市内の借家に住んでおりますが、家財道具も増え、将来的なことを考慮し、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号3番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、市内のマンションに住んでいますが、子供の成長とともに手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と親族からの借入で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号4番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外在住で、現在耕作されていない土地を借り受け、太陽光発電施設を設置するために申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面に防草シートを敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、475Wパネルを159枚設置する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号5番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、市内の借家に住んでおりますが、将来家族の増加に伴い手狭になることが見込まれるため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号6番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、市内の借家に住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号7番については、資力に関する書類が不足しており、提出を求めている状況であることから、継続審議といたしました。

提出番号8番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、市内の借家に住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号9番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、県外で建設業を営む法人です。現在、申請地の付近でマンション建設工事を予定しており、既存の施工場所だけでは手狭であるため申請地を借り受け、資材とトラック置場用地として申請するもので、許可日から令和4年12月31日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、隣地と3mの間隔を設け、周囲にカラーコーンを設置し、敷地内の一部に鉄板を敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、大型のクレーン置場と従業員の駐車場14台分を確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号7番については継続審議。提出番号1番から6番、8番、9番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定、第2種農地及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛸原委員、お願いいたします。

蛸原 昇委員

去る6月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号10番については、公共工事を受注したことを確認できる書類が提出されておらず、事業の確実性が担保できないため、継続審議とすることとしました。

以上のことから、提出番号10番については、継続審議としますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

去る6月6日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号11番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接で歯科診療所を営んでおりますが、既存の診療所が老朽化により業務に支障を来していることから、申請地を取得し、新たに診療所用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、鉄骨造りの診療所1棟を建築する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、11番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いいたします。

加園秀信委員

6月7日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号12番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で中古車販売業を営む法人です。今般、既設車両置場の移転を求められており、新たに車両置場を確保することが必要となったため、申請地を取得し、車両置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理した上で、普通自動車140台分の駐車スペースを確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号13番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議も整っております。

以上のことから、提出番号12番、13番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定及び第2種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る6月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号14番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を祖父より受贈し、自己用住宅地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号15番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で建築業を営む個人です。今般、既存の事務所敷地内の資材置場が手狭となり業務に支障を来していることから、申請地を取得し、新たに資材置場用地として申請するものですが、申請地の一部を無断で使用していたことから、始末書つき申請となっております。

許可後の利用方法は、周囲をコンクリートブロックで囲い、全面砕石敷きとし、雨水は

敷地内浸透処理とした上で、碎石、コンクリートブロック、重機等を保管する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号 1 6 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 1 7 番については、農地区分は第 2 種と判断いたしました。

申請者は、申請地と同一集落内で建築業を営む法人です。今般、業務資材の市場流通の減少と価格高騰に伴い、木材の在庫を確保し、保管する新たな資材置場が必要になったことから、申請地を借り受け、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、木材 1, 0 0 0 本を保管する計画で、資金については知人からの借入で賄う予定です。

提出番号 1 8 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を母より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 1 9 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 2 0 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 2 1 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 2 2 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、市外の戸建て住宅に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 2 4 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、将来のことを考え、住宅を建築し、美容師である妻が美容室経営を開始すべく、申請地を父より受贈し、店舗併用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、1 4 番から 2 2 番、2 4 番については、一般基準を満たしており、第 1 種農地の例外許可規定及び第 2 種農地、第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可

しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。
以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第3号の説明及び報告が終わりました。

提出番号7番、10番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号7番、10番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、提出番号7番、10番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号7番、10番については、担当委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号、提出番号7番、10番については継続審議といたします。

続きまして、提出番号1番から6番、8番、9番、11番から22番、24番について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて提出番号1番から6番、8番、9番、11番から22番、24番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番から6番、8番、9番、11番から22番、24番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号1番から6番、8番、9番、11番から22番、24番については、許可することに決定いたします。

続きまして、提出番号23番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、私が議事参与の制限を受ける案件に該当しますので、提出番号23番の審議が終了するまで、一時退席いたします。

なお、議事の進行につきましては、鮎川会長職務代理と交代することといたします。
よろしくお願いします。

(飯野 和男会長 退席)

会長職務代理者(鮎川 満雄)

それでは、少しの間、議長を務めさせていただきます。

提出番号23番については、桜地区で調査を実施しておりますので、本橋委員より調査結果の報告をお願いします。

本橋文男委員

6月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号23番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内で保育所経営を行う法人です。今般、市の認可保育所等の整備事業者に選定されたため、申請地を借り受け、保育所用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、鉄骨造平屋建ての保育所1棟と園庭、従業員及び送迎用の駐車スペースを確保し、0歳から5歳児まで計110名を受け入れる計画です。資金については、自己資金と公的補助金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、23番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

会長職務代理者(鮎川 満雄)

ありがとうございました。

提出番号23番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

会長職務代理者(鮎川 満雄)

質問、意見ともないようですので、これにて提出番号23番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号23番について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

会長職務代理者（鮭川 満雄）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号23番について、許可することに決定いたします。

なお、提出番号12番、23番につきましては、30アールを超える案件ですので、常設審議委員会に諮問の上、許可いたします。

提出番号23番が終了しましたので、議長を飯野会長と交代いたします。

飯野会長の復席を求めます。

（飯野 和男会長 復席）

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

議案第4号 現況証明の発行可否について

議長（飯野 和男）

次に、議案第4号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第4号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る6月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、平成11年頃から駐車場として利用しており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号1番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

6月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、昭和47年に山林として取得されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号2番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荻崎地区分について、蛸原委員、お願いいたします。

蛸原 昇委員

去る6月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、昭和59年から宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号3番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

去る6月6日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号4番については、不耕作により山林状態となっております。

以上のことから、4番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る6月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号5番については、不耕作により原野状態となっており、現在も同様の状況となっております。

提出番号6番については、不耕作により原野となっているとの非農地証明願ですが、現在は樹木が数本ある程度で、草刈り等によって耕作が可能になる土地であると判断いたしました。

提出番号7番については、昭和50年頃より土地改良区が管理する揚水機場用地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号8番については、昭和50年頃より土地改良区が管理する揚水機場用地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号5番、7番、8番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第4号の説明及び報告が終わりました。

提出番号6番は、証明発行否との報告がありましたので、先に審議いたします。

提出番号6番について、質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて6番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

6番については、本橋委員報告のとおり、証明発行否とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号、提出番号6番は、証明発行否とすることに決定いたします。

続きまして、提出番号1番から5番、7番、8番について審議いたします。

意見等ありましたら、お願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、提出番号1番から5番、7番、8番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 1 番から 5 番、7 番、8 番については、証明発行可とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 4 号 現況証明の発行可否についての提出番号 1 番から 5 番、7 番、8 番は、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第 5 号 買受適格証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 5 号 買受適格証明の発行可否についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案第 5 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、大穂地区において調査を実施しておりますので、石島委員より調査結果の報告をお願いいたします。

石島 繁委員

去る 6 月 6 日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号 1 番については、農地区分は第 2 種と判断いたしました。

願出人は、県内で自動車販売業を営む法人です。今般、販売用車両を置くスペースを確保することが必要になったことから、競売参加予定地に車両置場を確保する計画です。

落札後の利用方法は、全面碎石敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、車両 25 台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、1 番については、一般基準に適合の上、第 2 種農地の許可基準に該当しますので、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 5 号の説明及び報告が終わりました。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、議案第5号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 買受適格証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議 長（飯野 和男）

次に、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について及び議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を一括して議題といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、議案第6号及び第7号を一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案書8ページになります。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について及び議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定、農地中間管理事業分について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和4年5月20日付で農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、内容について御説明いたします。

議案第6号、提出番号1番、豊里地区で4年9か月間の賃借権を設定するものです。

以降、議案書8ページから11ページ、提出番号21番まで、議案書記載のとおりとなり、豊里地区1件、谷田部地区5件、荃崎地区8件、大穂地区1件、筑波地区1件、桜地

区5件となります。

なお、5月総会において継続審議となった提出番号21番における営農計画等については、各地区の現地調査会において御説明させていただいたとおりとなります。

続きまして、議案第7号になります。

提出番号1番、豊里地区で10年間賃借権を設定するものです。

以降、議案書12ページから14ページ、提出番号9番まで、議案書記載のとおりとなり、豊里地区4件、谷田部地区4件、筑波地区1件となります。

以上、これらについては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に適合していると思われますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

蛸原 昇委員

蛸原です。基盤強化促進法の21番について、分からないことがあるので、お伺いしたいと思います。

借り受け人の方は外国人のようですが、当該申請にあたり、日本国籍は必要ないのでしょうか。

議長（飯野 和男）

その件に関しては、農業政策課になりますので、説明をお願いいたします。

農業政策課（根本課長）

農業政策課の根本と申します。

今の御質問の件ですが、もともと中国の方ではありますが、永住者ということで、こちらの内容を示した書面の写しを確認しております。

以上でございます。

蛸原 昇委員

分かりました。

参考までに聞かせてほしいのですが、新規就農者の場合、国からの補助が5年間、経営が安定するまで、年間150万とか、そういう補助金がありますが、申請すれば、許可が通るのでしょうか。

農業政策課（根本課長）

今年度から、補助の対象期間が5年間から3年間に変更になったのですが、認められれば、その支給は可能とはなります。

蛸原 昇委員

補助を受けている方に聞いた話ですけれども、受給終了後の５年以内に離農すると返還するしかないのでしょうか。

農業政策課（根本課長）

もらった期間が５年間であれば、５年間は必ず離農しないで行うということが条件になります。

今年度から３年になりましたので、３年もらったら、もう３年間は必ずやってもらおうと。計６年ですね。それが条件となってきます。

蛭原 昇委員

分かりました。ありがとうございます。

議長（飯野 和男）

よろしいですか。

蛭原 昇委員

はい。

議長（飯野 和男）

では、根本課長、ありがとうございます。

そのほかに何かありますか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

それでは、意見ないようですので、これにて議案第６号及び議案第７号に対する質疑を終結します。

これより採決いたします。

議案第６号及び議案第７号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第６号及び議案第７号について、原案のとおり決定いたします。

議案第８号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議長（飯野 和男）

次に、議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案書 15 ページになります。

議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和 4 年 5 月 20 日付で農用地利用配分計画案の意見を求められておりますので、内容について御説明いたします。

整理番号 1 番、豊里地区で 10 年間賃借権の設定を行うものです。計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するもので、以降、議案書 22 ページまでの記載のとおりで、8 件となります。

以上、これらについては、先般行われた各地区の現地調査において審議した結果、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項各号に適合されているため、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、提出番号 1 番、3 番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これを除いて審議いたします。

提出番号 2 番、4 番から 8 番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて提出番号 2 番、4 番から 8 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 2 番、4 番から 8 番を、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 8 号、提出番号 2 番、4 番から 8 番について、原案のとおり承認いたします。

続きまして、提出番号 1 番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、染谷委員、櫻井委員の退席を求めます。

（染谷文夫委員、櫻井 守委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号 1 番について質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて提出番号 1 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 1 番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 8 号、提出番号 1 番について、原案のとおり承認いたします。

染谷委員、櫻井委員の復席を求めます。

（染谷文夫委員、櫻井 守委員 復席）

議 長（飯野 和男）

続きまして、提出番号 3 番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、小川委員の退席を求めます。

（小川 充委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号 3 番について質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて提出番号 3 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 3 番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 8 号、提出番号 3 番について、原案のとおり承認いたします。

小川委員の復席を求めます。

（小川 充委員 復席）

議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案書 2 3 ページになります。

議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消について、御説明いたします。

提出番号 1 番、谷田部地区で事業取りやめのため、願い出るものになります。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、谷田部地区で調査を実施しておりますので、青木委員より調査結果の報告をお願いいたします。

青木道子委員

6 月 6 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番について説明いたします。

願出人である譲受人は、自己用住宅用地とすべく、令和 3 年 1 1 月 1 2 日付で農地法第 5 条の許可を受けましたが、計画を取りやめたため、譲渡人と連名で許可の取消しをお願い出るものです。

現地を確認したところ、許可時の状況と変わりなく、土地の登記も変更がないことから、許可の取消しをしても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 9 号の説明及び報告が終わりました。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて議案第9号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第9号について、許可を取り消すことに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第9号 農地法第5条の規定による許可の取消については、許可を取り消すことに決定いたします。

議案第10号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第10号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題といたします。

本案については、農業政策専門委員会で協議しておりますので、蛭原委員長より報告をお願いいたします。

蛭原 昇委員

農業政策専門委員会より、議案第10号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを御説明いたします。

こちらは、5月30日に実施した本委員会において協議を行い、原案として決定いたしました。内容については、議案書に記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

なお、総会で可決された上は、茨城県農業会議へ報告し、市のホームページにおいて公表いたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

御苦労様です。

ただいま蛭原委員長より報告がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて議案第 10 号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 10 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 10 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、原案のとおり決定いたします。

議案第 11 号 令和 4 年度農業者年金加入推進活動計画について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 11 号 令和 4 年度農業者年金加入推進活動計画についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（今野係長）

それでは、議案書 28 ページとなります。

議案第 11 号 令和 4 年度農業者年金加入推進活動計画についてを御説明いたします。

こちらは、独立行政法人農業者年金基金が毎年作成している農業者年金に関する取組方針の規定により、当市における活動計画を策定し、農業会議へ提出するものでございます。

今年度の年金の加入推進計画ですが、個別訪問の実施期間については、事務局と各地区対象農業委員で行い、10 月から 12 月にかけて予定しておりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

今回の総会で承認された上は、農業会議へ提出させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて議案第 11 号に対する質疑を終結いたし

ます。

これより採決いたします。

議案第 11 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 11 号 令和 4 年度農業者年金加入推進活動計画については、原案のとおり決定いたします。

議案第 12 号 令和 4 年度農業者年金加入推進部長の推薦について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 12 号 令和 4 年度農業者年金加入推進部長の推薦についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（今野係長）

議案書の 29 ページとなります。

先ほどの議案第 11 号と関連しまして、農業者年金基金の規定に基づき、毎年、農業委員会において、加入推進部長 2 名を推薦することになっております。

茨城県農業会議からの要請により、今年度から、加入推進部長を 2 名設置する農業委員会は、必ず 1 名を女性を推薦するということとなりました。

こちらについて、御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、農業者年金加入推進部長は、これまで会長と会長職務代理者がその任務に当たってきたところです。5 月 30 日に開催した運営委員会で協議した結果、会長と、新たに雨貝委員を推薦すべきとの結論になりましたが、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

分かりました。質問、意見ともないようですので、これにて議案第 12 号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

農業者年金加入推進部長に、私、飯野和男と雨貝洋子委員を推薦することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第12号 令和4年度農業者年金加入推進部長の推薦については、飯野和男と雨貝洋子委員を推薦することに決定いたします。

議案第13号 全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議（案）について

議長（飯野 和男）

次に、議案第13号 全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議（案）についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（今野係長）

では、議案書の30ページを御覧ください。

議案第13号 全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議（案）について御説明いたします。

こちらは、農業委員会の最重要事項として位置づけられている農地利用の最適化推進事業については、情報提供活動が必要不可欠であることから、農業委員会関係者が一丸となって全国農業新聞を活用した情報提供に取り組むため、本総会において下記3点の取組を強力に進めることを申し合わせる決議でございます。

一つ目といたしましては、農業者や農村現場への農政情報の普及浸透と地域の情報発信を行うため、全国農業新聞を活用した情報提供を行うこと。

二つ目といたしましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、1人当たり毎年1部以上の新規購読者の確保を目標に普及推進を行うこと。

三つ目といたしましては、令和4年11月末までに、つくば市管内において目標としている購読部数114部の達成を目指すものでございます。

こちらを今回の総会で承認された上は、農業会議へ提出させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。

これより質疑に入ります。

意見等ありましたら、お願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて議案第13号に対する質疑を終結します。
これより採決をします。
本案を原案のとおり決議することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第13号 全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議（案）については、原案のとおり決議いたします。

議 長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第5号についてですが、内容は議案書31ページから36ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第5号について、質問等ございませんか。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、報告案件を終了いたします。

閉会の宣告

議 長（飯野 和男）

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和4年第6回総会を閉会します。

【午後3時00分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員